

# カトリック仁川教会

## 甲山共同墓地使用細則

### 第1条（使用申込）

- （1）カトリック仁川教会共同墓地(以下本墓地という)の使用を希望する者は、共同墓地使用申込書（様式3号）ならびに遺骨埋葬届（様式2号）および火葬証明書を教会事務所経由で主任司祭に提出して、その承認を受けなければならない。
- （2）本墓地の将来の使用のため予約申し込みを行う者は、共同墓地使用申込書（様式1号）を教会事務所経由で主任司祭に提出して、その承認を受けなければならない。
- （3）前項予約申込者本人の埋骨に当たって、予約申込者の相続人は第5条2項に定める共同墓地使用者変更届ならびに遺骨埋葬届（様式2号）および火葬証明書を提出しなければならない。

### 第2条（共同墓地献金）

- （1）第1条により本墓地の使用承認を受けた者は、共同墓地献金をしなければならない。
- （2）共同墓地献金の納付に関し特段の事情がある場合は、主任司祭の判断により献金額の減額もしくは免除、又は納付方法の変更等の措置を受けることが出来る。

### 第3条（霊標の刻銘）

- （1）本墓地の墓標に、被埋骨者（埋骨予定者を含む）の氏名、霊名、帰天日等の刻銘を希望する者は、使用申込時に共同霊標刻銘申込書（様式4号）により申し込む事が出来る。
- （2）霊標の刻銘費用は申込者の実費負担とし、刻銘手続きは教会事務所が代行する。

### 第4条（記録、資料の保管）

本墓地に埋骨された者の記録ならびに資料は、教会事務所で保管する。

### 第5条（使用权の承継）

- （1）本墓地の使用者が死亡その他の事由により埋骨を祭祀できなくなったときは、当該使用者にかわって祭祀すべき相続人が主任司祭の承認により、使用权を承継することが出来る。
- （2）前項の規定により使用权の承継を受けようとする者は、事由発生後速やかに主任司祭に共同墓地使用者変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

### 第6条（維持費用）

第2条の共同墓地献金を除き、本墓地に関するその他の維持費用は原則として使用者から徴収しない。但し、本墓地に関し修理及び改築事業等のため、使用者に献金を募ることがある。

### 第7条（共同墓参）

カトリック仁川教会の共同墓参は毎年1回、11月の死者の日以降の日曜日に、教会行事として公示し実施する。

### 第8条（届け出の義務）

本墓地の使用者が住所・居所を変更した場合は、速やかに新しい住所・居所を教会事務所に届け出なければならない。

### 第9条（改正）

この細則の改正は、評議会で審議し、出席評議員の3分の2以上の賛成で決定する。

制定 2002年8月      改正 2018年4月  
改正 2005年1月      2021年4月  
2010年2月

提出書類

様式 A1 号 共同墓地使用申込書

様式 A2 号 遺骨埋葬届

様式 A3 号 共同墓地使用申込書 (被埋骨者記入用)

様式 A4 号 共同霊標刻銘申込書

様式 A5 号 共同墓地使用者変更届